

予算審査特別委員会記録

<総括審査>

開催日時 平成28年3月22日(火) 13:04~17:12

開催場所 第1委員会室

出席委員 12名

田尻 匠 委員長

阪口 保 副委員長

亀田 忠彦 委員

山中 益敏 委員

松本 宗弘 委員

川田 裕 委員

井岡 正徳 委員

西川 ・ 委員

中野 雅史 委員

荻田 義雄 委員

小泉 米造 委員

今井 光子 委員

欠席委員 なし

出席理事者 荒井 知事

奥田 副知事

松谷 副知事

浪越 副知事

野村 総務部長

吉田 教育長

福谷 農林部長

加藤 県土マネジメント部長

一松 地域振興部長

久保田 水道局長

中 暮らし創造部長兼景観・環境局長

森田 産業・雇用振興部長

羽室 警察本部長

高井 警務部長

土井 健康福祉部長

上山 こども・女性局長

金剛 まちづくり推進局長

福井 観光局長

辻本 南部東部振興監

ほか、関係職員

傍聴者 5名

議事 2月定例県議会提出議案について

会議の経過

○今井委員 ご苦労さまです。

私は、2点につきまして質問をしたいと思っております。

1つは、県庁の職員の方の働き方の問題、それからもう一つは、ホテル誘致の問題について質問させていただきます。

この県庁職員の働き方の問題につきましては、昨年の12月の議会で県庁の写真を示して、そしてかなりの長時間の残業があるのではないかと質問させていただきましたときに、知事はたまたま議会の前日だから、ふだんは早く帰っているんだけど、この日は遅くまで残っていたんだというようなご答弁をされたというふうに思います。私はほかの日でも遅いというような写真もありますよという、そんなやりとりをさせていただいたんですけども、その後、この間の本会議のときに、阪口議員が同じようにまた写真を示して、県庁、遅い時間でも電気がついてるんだということをされましたときに、知事はとても正直に、実はないしょで県庁の夜の写真を撮らせていましたというようなご答弁をされておりました。

それで、私は予算委員会の中で、一体誰が写真を撮ってたんですかと聞きましたら、人事課の職員が写真を撮っていたということで、10時以降でも県庁で働いていらっしゃる方がいらっしゃると、そして10時を過ぎると電気が消える率が高くなるんだというような、そんなことがございまして、私は今回、10時以降ですので、深夜手当、割り増し賃金が出ているはずなので、一体県庁でその写真を撮っていた期間、12月、1月、2月の期間でどれぐらいの割り増し賃金を払っていたのか、その実績の資料を提出

をしてくださいということをお願いをいたしましたところ、14日に質問したのが16日に早く資料を出していただきました。

この資料を見ますと、12月には18の所属のところで58人の方が2,398時間の勤務をされている。これは10時以降の時間帯です。それから、1月は16所属で74人、2,264時間、また2月は11所属で56人、1,552時間という、こんな数字をいただきました。そして、この数字を比較する素材もないので、いろいろ見ながら考えていたんですけども、この10時以降残業される方は、10時にわざわざ県庁に来るわけではなくて、朝から出勤されて、そしてこの2,398時間に至る以前、10時までですね、仕事をして、なおかつプラスというふうに思うわけですけども、私のそのような解釈で問題ないでしょうか。

○荒井知事 そのとおりだと思います。10時以降の残業は、基本的にしちやいかんというふうに国でもなってますし、10時以降を守ったことはなかったですけども、県庁では10時以降の残業は基本的にしちやいけませんよということが職務管理の一環としてあります。まあ、そういうことでございますが。

○今井委員 正確に言えば4時間45分の時間がここにプラスになるわけですが、5時間で計算いたしました。12月は平日の労働日が19日間ありましたので、58人の方が19日間、5時間残業いたしますと5,510時間になります。2,398時間の10時以降との合わせますと7,908時間になりまして、これを58人だけで割りますと、何と1人平均が136.3時間という、過労死を十分に超すような時間の残業が行われているということが、この数字の中から私は読み取ったわけです。

これだけの時間を、ワークシェアリングで8時間働く労働者の方が何人いればこれだけの仕事がこなせるかということで計算しますと、ここだけ見ましたら52人の人がいれば、この仕事がこなせるというようなことになるわけです。

それから、もう一つ、平成27年の7月1日に資料が提出されました総務警察委員会が出た資料がございます。それは総務部の職員の時間外勤務命令を出している、その時間のことが11月、12月の数字が出ておりましたけれども、ちょうど1年前ということですし、1年前の12月は4,676時間、158人の人が総務部の職員さんで時間外命令を出されて残業をしていたという数字が示されております。そしたら、その全体の総務部の職員さんで管理職の方は時間外手当が出ないと聞いておりますので、そうした管理職の方を除く総務部の職員さんが何人いるのかということをお先ほど調べていただ

きましたところ166人いらっしゃると、そのうちの158人が時間外命令で残業していたということですので、10時以降の数字は県の県庁の全体の中の10時以降の話ですけれども、もっとこれを枠を広げてみましたら、本当にすごい時間の残業が行われているというふうには理解をしたわけですが、こうした長時間労働の問題と、それからきちっとそれで残業代が出ていたのかどうかというようなことが大変気になります。

労働組合が15年の3月にまとめておりますアンケートを拝見いたしました。これでは、超過勤務の実態ということで、不払いの理由、予算がない、請求を控えたというのがあります。手当が完全支給されているという回答は37.9%で、4割にも満たしていないという状況です。なぜその手当が支給されていないのかということで理由を聞くと、みずから請求を控えたというのが31.3%、前年が23.5%ですので、請求を控える方がふえているということです。

それから、予算がないので残業代を出せないと言われたというのが29.4%、前年が8%ですので、この予算がないから残業代を出せないという数字が非常にふえているというのが労働組合のアンケートの中から示されているわけですが、こうした長時間労働と不払い残業のことについてはどのような認識を持っておられるのか、お尋ねをしたいと思います。

○荒井知事 幾つか重要な論点を述べられたと思います。

1つは、ちょっと話戻ると思いますが、今井先生が資料を出された写真ですね、もしよろしければお届けしたいと思いますけれども、この10時前、10時後というのをなぜ調べたのかっていうことでありましたけれども、明らかに10時前と10時後では、同じ場所で同じ日に撮った、もちろん電気は10時後のほうがたくさん消えております。

なぜこんなことをして調べたかというのは、今井先生も阪口先生も1つだけ出され、1つだけでは、それ自身、間違いじゃないんですけども、どっかの山の上のズームアップと同じように、それでみんな一事が万事だと思われるのはおかしい面があるというのが一つで、たくさん調べた上で、そのうちの平均値だとか通常だとかというふうに言うのが、我々の大事な役目だっていうので調べたわけでございます。もしご興味がありましたらお届けいたしますが……。

○田尻委員長 ちょっと知事、待ってくださいね。

総務部長、資料が用意されているかのように聞き及んでいますが、準備できているん

ですか。今知事が見せられたと同じ……。

○野村総務部長 小さいやつでありますので、お配りさせていただいてよろしいですか。

○田尻委員長 そうですか。

委員の皆さんにお諮りをいたしますが、知事のほうで同じ資料だと思うんですが、用意されていますので、これからお配りをさせていただいてよろしゅうございますか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

それじゃあ、配ってください。

○荒井知事 これ、もう少し調べたんですけど、7時過ぎと10時過ぎでは明らかに違ううちゅうことはわかるんですけども、10時過ぎでも明かりがついてるっていうのが残念な、皆消えてればすばらしいわけでありますけれども、このように幾つか撮っても続いているのが残念なことでございます。

これが実態把握の一つのポイントだっていうことと、もう一つは、今井先生おっしゃったように、この残業がとてもすごい残業とおっしゃったので、すごいかどうかはもう少し調べてみないといけないというふうに思います。それは、すごい残業が常態化してる部局もあるわけなんですね、この議会中の財政課だとか、人事季節の人事課だとか、集中してるっていうのと、季節が激しくなるっていうので、繁忙期に調べるのと●カンボウ期に調べるのでは大分違うということは、これをどのようにするかというのは大きな課題でございます。

今井先生おっしゃったように、人数はこれだけ吸い込めばいいじゃないかというのに、繁忙期に財政課だけに、その残業代、人数ふやしたら早く帰れるかというのと、そうでもなさそうなので、これはどの組織でも同じですけども、職員の方が季節集中があるというのをどう解決するかというのは、これはワークマネジメントの大きな課題であるというふうに感じさせていただいております。

もう一つは、残業代をけちってるんじゃないかということでございますが、残業代を出してる県ごとの予算が少ないんじゃないかという点でございますが、この職員1人、一月当たりの超過勤務手当の支給時間数、時間ではかっておりますけど、残業の単価は各県とも余り変わらないというふうに聞いております。千何百円ですか、余り変わらないと聞いておりますが、時間数ではかった比較はできるということでございますが、25年度の数字では奈良県の時間数は13.8時間で、多いほうから全国14番目であります。近畿では2番目に多いということで、職員の方の一部には、まだ少ない、支給がけ

ちられているよというお感じのところがあられるかもしれません、そのように調べられたら、ある面、不満に思われる職員の人もおられるかもしれませんが、超過勤務手当の単価には余り差がありませんので、時間数ではかりますと、近畿では2番目で、他の県に比べては14番目ということで、これで胸を張れるかどうかは別にいたしましても、よく言われます40何番目というようなランクではございませんということを、確認のために申し上げておきたいと思います。

○今井委員 実はこの予算委員会で取り上げました翌日に、控室のほうと私の事務所のほうに職員の方からの投書が寄せられております。この内容を見ますと、ちょっとびっくりしたんですけれども、この質問をしましたときに、人事課のほうから総務部の各課に課長補佐を通じてこれから記録をとって議会に報告するから、残業するときは出退勤システム、タイムカードに先に通してから残業するようにと人事課の課長補佐を通じて口頭で指示があったからですと、こういうような投書が寄せられたんですけれども、これは事実かどうかというのをちょっと確認していただきたいんですが。

○荒井知事 私のまず感じで言いますと、考えられないことですね。証拠があれば、おっしゃっていただければ処罰しますよ、そういうことを。サービス残業を強いてるような今のお話ですから、これは名誉にもかかわりますし、そういうことをしちやいかんと知事が言ってるわけですから、そういうことを言ったことはないと思いますけれども、大事な点ですので、まあ、調べますけれども、あり得ないことだというように感じたというのがまず、とりあえず反応ですね。

○今井委員 ぜひきちっと調べていただきたいと思います。

それで、このことによって過労死しても証拠が残らなくなったねというような、職員の方が話をしているというようなことも出ております。

そして、県のほうでは、退庁簿という書類があるということで、退庁簿の管理期間についても、この間、資料が出ておりましたが、1年半、退庁簿の保存にするというふうに示されていたんですけれども、この厚労省の出しております労働時間の正確な把握のためにということを見ますと、労働時間の記録に対する書類の保存ということで、3年間保存しなければならないというふうにここには書いてあるんですけれども、退庁簿というのは退勤するときに、職員の方が自分で時間を記入をして帰るというふうに言われております。ここに書いてありますのは、右の上に課の名前、その下の表に部長と課長以下全員の氏名、目安となる退庁時間が印刷されていて、右側には退庁する職員本人が、

退庁するときに、この時間と氏名を自分で記入しますというふうに書かれているわけですが、こういうような内容であれば、当然3年間保存しなくてはならない記録の対象になるのではないかというふうに思いますが、その点ではどういうふうに考えたらよろしいでしょうか。

○荒井知事 時間外等退庁者名簿、保存期間は1年未満だそうですのですが、これは県の文書管理規則の話でございますので、必要ならば延ばしてもいいかというふうに今思います。

3年間せないかかかどうかというのは、また判断だと思いますけれども、無駄な書類を捨てろと言っておりますので、必要のない書類かどうかという判断だと思いますので、もう少し吟味をして、わざと見ないで捨てるというわけではありません。これほど出退庁管理ということが話題になっていますので、もう少し残して分析をしたらというもしご示唆ございましたら、そのようなことも検討したいというふうに思います。

○今井委員 不払い残業をもし請求する場合でしたら、2年さかのぼって請求できるというのがありますので、当然これは3年間の管理をしていただきたいということをお願いをしておきたいというふうに思っております。

私は、この働き方の問題にこだわってずっと質問をしているわけですが、先日、厚生労働省の出しております資料で、ちょっと何というテーマだったか忘れちゃけれども、2人目の子供が産出する状況と、男性が育児、介護にかかわる時間と正比例するというのが出ておりました。ほとんど育児、介護に男性がかかわらない場合のところは、8年間の間に2人目が生まれたかどうかということで調査をしておりますけれども、2人目ができたというところが1割弱ということなんです。

その一方で、6時間以上は育児や介護に男性の応援があるというところは、6割以上、6割から7割ぐらい2人目の子供さんが生まれているというような数字が出ておりました、今、奈良県の大変重要な課題に少子化の問題などがありますけれども、やはり県庁の足元から働きやすい職場というのをきちっとしていくということが、私は奈良県で最大の職場でございますので、県の全体の働き方に大きな影響を与えることになるのではないかというふうに思っておりますので、ぜひこの点につきましては力を入れて進めていっていただきたいというふうに思っております。

また、県のほうで働き方についての組織をつくって検討するというところで聞いておりますが、そこには労働者の方の代表とか、そういうのは参加されてることになってるん

でしょうか。

○荒井知事 県の中の職層ですね、組合とは働き方の改善をしようということを宣言を、私と職員労働組合の委員長で奈良県ワーク・ライフ・バランス推進労使宣言というものを珍しくしました。組合の委員長と事務局長と意気投合したという面がございまして、働き方の改善をしようよと、定時退庁などを中心にしようよということを宣言して取り組んでおります。

県庁のワーク・ライフ・バランス、あるいはワークマネジメントと言っておりますけれども、働き方をどのように改革するのかということは勉強中でございます。で、その勉強は日本人の働き方の基本的なところが、やはり未解決なところが多いんじゃないかというように思います。多少、割と長い間にわたって勉強してきたテーマでございますけれども、労働基準法は強行法規ですが、労働基準法などの法規と現場とが乖離してらっしゃるというのが日本の労働市場の特徴だそうでございますが、それがいろんなところであらわれているように思います。それを判決が埋めてらっしゃるというように聞いておりますので、少なくとも県庁の我々の職場では、現場と法規と合うのは当然でございますけれども、改革の努力をしてやり方についての考え方を変えると、随分働きやすくなるんじゃないかということも視野に入れて勉強に取りかかっているわけでございます。これは労使交渉とはまたちょっと違う局面でございますので、一緒にいい働き方を探し出そうよという点でございますので、しばらく組合の人がメンバーに、まだ県庁の中で私のところで職員と勉強してる段階だと思います。

それと、外部の有識者の方の意見を求め始めてる段階だと思いますけれども、もう少し具体的なアイデアが出てまいりますと、これではどうかなということを職員の方とも当然対話しなきゃいけない話だと思いますので、そのようにステージが進んでいくように思っております。

○今井委員 いろいろなやはり方々の知恵を集めて、奈良県らしい働きやすい環境づくりをぜひ進めていただきたいということをお願いしておきたいと思います。

それから、もう1点は、ホテル誘致の問題です。

3月3日にJWマリオットが決まったということで、このホテル誘致は知事就任以来の悲願というようなことではないかというふうに受けとめているわけですがけれども、もう一つ、奈良県と、それから森トラストとJWマリオットの関係がよくわからないということがありまして、予算委員会の中でも確認をさせていただきました。

森トラストが県の土地を購入をして、そこにホテルを建設して、その運営をJWマリオットがされるということで聞いたわけですが、3月3日に決まったという内容は、私の解釈としては、契約がきちっと結ばれているというふうな解釈だったんですけども、どうも質問してもしたら、県と、それから森トラストとは、まだ契約はこれからですというふうに言われております。そして、そうしたら、森トラストとJWマリオットは契約をされたのですかということで聞きましたら、そこは契約を結んでいると思います。そして、その森トラストとJWの間の契約について、奈良県はちゃんと知らされているのですかと聞きましたら、そこはまだ知らされていないということでごさいます、非常に私は本当に大丈夫かなという心配をしているわけです。

それで、森トラストのホームページを拝見させていただきましたところ、ここには完成予想パースということで7階建ての150室のホテルのイメージ図などが紹介されておりますけれども、このホームページの一番最後のところに1行ですが、上記は2016年3月現在の計画であり、今後予告なく変更する場合がございますという記載が1行書いてあります。そうになりましたら、契約がきちっと結ばれていなくて、今後変更することもありますというような状況の中でホテルが決まったと、だからこの4月からは新しい大宮通り新ホテル公共拠点事業のそのプロジェクトの部屋も立ち上げて、それから220億円の債務負担行為のお金を使って周辺のいろいろ整備をする、設計もするんだということが具体化をされてきているわけですが、そのところがはっきりしないままに、こうしたことを具体化をするということは、私はもし何かうまくいかないような状況に陥った場合に問題が起きてくるのではないかとということをお大変心配をしております。その点ではどのようにお考えになっているのか、お尋ねしたいと思います。

○荒井知事 県営プール跡地の県有地でございますけれども、これから開発されるのが3種類ございます。森トラストと県が交渉して仮契約まで結んでおりますが、ある条件のもとで、ホテルを設置される、これは投資家として設置される、運営者は別ですよ、その運営者と関係が森トラストとマリオットの間で結ばれたと、これは民民の契約でございます。もう一つはNHKでございますが、NHKの敷地も県とNHKの仮契約になっております。残りは県がこれから契約を結ぶ交渉権者との契約を正式に結ぶのはこれからでございます。

そのホテルについての、森トラストは投資家でございますので、森トラストが投資されるホテルの条件というのが厳しく書いてございます。あそこの高さ制限とか、いろん

な環境整備とかは条件として書いてございます。それと、奈良に不足している国際級の高級ホテル、4つ星以上という条件も書いてございますので、そのような諸条件を守られた上でのマリオットとの民民の契約でございます。その中身は民民の契約ですので、いろんな複雑、また企業間の秘密に関するものがたくさんあるように伺います。

だから、それについては民民の契約でお任せ、我々は森トラストとの契約をこれから正式に向けてやる、それは森トラストにとってみれば、残りのバスターミナルとかコンベンションがちゃんとできるかどうかを、ホテルをつくるためのやはり絶対的条件になると思いますので、それが先に、3月議会が終わって、次の6月議会までに交渉の相手、申請の相手と申請書を確認して判断するということになります。

順番としてはそのようなことでございますので、そのホテルの内容は県が森トラストに示した全体の仕様の中に入っておりますので、その中であれば変更は幾つも出てくると思いますが、県は今度決まられた運営者のマリオットに直接関与する契約上の権限は何もございません。それはほかのどこの敷地で建てられたホテルの元地権者っていいですか、所有者ってということになりますので、それはホテルの経営について関与する権限はないわけでございます。ただ、大きな全体の複合的な施設でございますので、複合的な目的が発揮されるように、この森トラストとマリオット、あるいは県と森トラストとの間の契約を、この次の6月議会までに確定するのが大きな仕事になってくると思います。またその節はよろしくお願い申し上げます。

○今井委員 仮契約は結ばれているということで、今後、奈良県が本当に大型複合施設などをきちっとつくるかどうかというのを見た上で、森トラストと奈良県が正式契約を結ぶという、そういうような考え方でよろしいのでしょうか。

それで、このホテルを核としたっていうのがずっとこの事業の一番中心の名前で来ているように思うんですね。ですから、私ども思いますのは、そのホテルのところがもう一つはっきりしないままに周辺事業を進めていって、もしホテルがうまくいかなかったようなところになったら、県民の税金を多額のお金をつぎ込んでいくわけですから、そのあたりの不安を非常に感じているわけですが、逆に森トラストのほうからすれば、県がちゃんとそれをやってくれるのかどうかというのを様子を見てるといって、ちょっと何か駆け引きのような感じがしているわけですが、こうした契約の関係で、本当に私はきちっと契約をしてから進むべきだというふうに思ってるんですけども、最近ちょっと見てたのでも、マリオットホテルの契約が、3月20日のニュースで、朝日デジタル

のニュースを見ましたら、マリオットのシェラトン買収白紙にというような記事を見まして、私はやはり契約をきちっとしてからでも、この事業を県民の皆さんに説明して進めるといふ、そういう順番でも遅くないんじゃないかというふうに考えているわけですが、その点について、いや、大丈夫ですよということなのかどうかを、もう一回確認しておきたいと思います。

○荒井知事 今、今井先生がおっしゃった契約の中で、最初におっしゃったのが、森トラストとマリオットの契約、これは民民ですけども、正式に結ばれております。しかも、その県営プール跡地のあの場所にマリオットがつくるという契約でございますので、それはトラストの投資とマリオットの契約ですので、あの場所ですってということは、もう確定をしております。

で、その場所、周りの立地環境、工場が来るにしろホテルが来るにしろ、立地環境を整備するっていうのが県の仕事でございますので、全て国際コンベンションホールとかバスターミナルとか駐車場とか、奈良県に観光地なのにならぬ施設ばかりなんです、これを複合的に集中してつくろうというのが、県営プール跡地の計画でございますので、それは幾度も、何年にもわたりまして説明を申し上げてきたところでございます。

そういう場所と立地、環境がないがために、奈良には国際級のホテルが一つもない観光地だと、客室数も一番少ないという観光地になってしまってるというのが私の分析でございます。ところが、マリオットと、この森トラストさんと東京で話をしましたが、奈良はすごく潜在力がある、ポテンシャルはありますよと、それを使ってないんじゃないですかというのが、あの世界で一番大きいマリオットの●・・・●の代表の感触であります。

なぜ使わなかったのかっていうのは、彼ら自身も不思議で、使わないなら進出する企業がなかったわけでありましてけれども、よく調べてみると、よく調べてみるとというのが今回で実現したわけでございます。よく調べていただいて、進出を決めていただいた。しかも、世界のトップクラス、文字どおりトップのホテルのグループ、これは5,500万人の会員がいます。それと、マリオットは奈良に行くよとニュースがどんどん出てきますけれども、マリオットのフォロワーがたくさんおられるわけで、奈良に行きたいけども、泊まるホテルがなかったけども、奈良にできたから泊まろうと、大阪にも行くけども、京都にも行くけども、泊まろうという人が自然とできるのがマリオットのグループとしての値打ちでございますので、それが大きく期待できるというのが今度の国際級のトッ

プレベルのホテルの一番大事な点でございます。

それと、ホテルだけ田んぼの中にぽつんと建つのでは、なかなか世界の観光客は来ないというので、奈良に不足しているアクセスの面とか、あるいは食事とか観光地としてのにぎわいを追加しようと、ホテルの核にしますけれども、にぎわいの拠点、交流の拠点にしようという複合的なこと、何度も議会に説明させていただきまして、大方の賛同を得て、予算を順次つけていただきましたが、投資家だけが、あるいは運営者だけが決定しなかったのが、やっと決定したということでございます。

契約の中身は、民民の契約は、これのぞき見ることも余りできない話だと私は思いますけれども、県と森トラストの契約は確固たるものでございます。正式か仮かということになりますので、仮に結んでいろいろ話を進めない、仮でも結んでなければ、マリオット来なさいよということは交渉もできませんので、本契約ありきというのは、これやっぱり段階的に契約をせざるを得ないと思います。今や本契約直前ということになってきておりますので、ぜひ本契約もよくご承認いただきたいというふうに思う次第でございます。

○今井委員 お話聞かせていただきましたが、相当な税金をつぎ込んでやろうという事業でございますので、私はきちっと本契約を得て、そして進めるべきではないかということをお願いして終わらせていただきたいと思います。